令和７年度　神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ
【家計急変世帯対象給付（1 月申請分）】

・神奈川県では、私立高校生等の保護者等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「高校生等奨学給付金」を支給しています。

・**家計急変後、１年間の世帯の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税（０円）である世帯」に相当すると認められる世帯に対して**、給付を行います。

・**令和７年度**の都道府県民税・市町村民税所得割が**非課税（０円）**である世帯、または令和７年７月１日現在、対象となる高校生等が**生活保護（生業扶助）**を受給している世帯は**給付対象者に該当しません。通常申請でお申込み済みです。**

※**令和6年度**が非課税（０円）であったが**令和7年度**は非課税（０円）ではない世帯は該当する場合があります。

・申請書や詳しいお知らせは、在学する学校ホームページから入手してください。

https://www.tohrei-fujisawa.ed.jp/dcms_media/other/kyufukin3.pdf

※保護者とは…原則、親権者をいいます。親権者が不在の場合は、神奈川県または学校にお問い合わせください。

支給対象となる生徒等

（１）　家計急変による経済的理由から、保護者等全員の年収見込が**「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税（０円）である世帯」**に相当すると認められる世帯

＜都道府県民税・市町村民税所得割が非課税（０円）である世帯に相当する年収見込の例＞

扶養人数	０人	１人	１人（ひとり親）	２人	３人	４人	５人
①個人事業者（所得見込額）	450,000 円以下	1,120,000 円以下	1,350,000 円以下	1,470,000 円以下	1,820,000 円以下	2,170,000 円以下	2,520,000 円以下
②給与所得者（給与収入見込額）	1,000,000 円未満	1,704,000 円未満	2,044,000 円未満	2,216,000 円未満	2,716,000 円未満	3,216,000 円未満	3,704,000 円未満

※この例に該当しない場合はお問合せください。

●保護者等が複数いる場合は、それぞれの保護者等について年収見込を確認してください。

●**個人事業者**の場合は、家計急変後、１年間の年収見込（**所得額：売上－必要経費**）が①に該当すること。

●**給与所得者**の場合は、家計急変後、１年間の年収見込（**交通費手当を除く給与収入額**）が②に該当すること。

（２）　認定基準日※現在、

・　保護者等が神奈川県内に在住していること

（注意）保護者等が１人でも海外在住の場合は支給対象外

・　高校生等が高等学校等に在籍していること

・　高校生等が高等学校等就学支援金、学び直し支援金、または専攻科支援金の受給資格を有していること

（注意）高校生等が生活保護（生業扶助）を措置されている場合は支給対象外

※認定基準日

令和7年７月１日以前に家計が急変した場合は、令和7年７月１日が認定基準日となります。

令和7年７月２日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の１日が認定基準日となります。

受給について

指定口座に神奈川県私学振興課から振り込みます。

ただし、授業料以外の納付金（ＰＴＡ会費、生徒会費など）に未済がある場合は、奨学給付金を当該未済に充てるため、在学校に神奈川県私学振興課から振り込みます。（未済がある場合は、奨学給付金を未済に充てる旨の委任状（未済用）を学校長あてに提出します。）

支給額

保護者等全員の年収見込が非課税に相当すると認められる世帯

全日制・定時制	通信制
152,000円	52,100円

〇７月１日以前に家計が急変した場合は年額を給付します。

〇７月２日以降に家計が急変した場合は月割額（認定基準日から３月までの月数を乗じた額を12で除した額）を給付します。

＜支給例（認定基準日が令和７年10月１日の場合）＞

全日制に通う高校生等の保護者が、令和７年10月１日に経営する会社が倒産し、年収見込が非課税世帯相当となった場合

- 令和７年10月～令和８年３月までの６か月分を支給
- 年額152,000円×6 月／12 月 ＝ 76,000円を給付

提出期限・提出先

提出期限　**令和8年1月13日（火）までにご投函いただき、**

提出先　**高等学校事務室あてにご郵送ください。**

- 申請に必要な書類は、詳しいお知らせをご参照ください。
- 提出期限までに申請できない場合は、事務室 佐藤へご一報ください。

支給時期

令和8年3月中旬頃を予定しています。

- （不）支給の決定を通知いたします。
- 令和8年1月13日（火）までに申請された場合の支給予定日です。
- 期限までに申請されても書類に不備があった場合等は、支給日が遅れますのでご注意ください。

問合せ先

藤嶺学園藤沢高等学校　事務室　佐藤

電話番号　０４６６－２３－３１５０　　Eメール　jimu@tohrei-fujisawa.ed.jp

神奈川県私立高校生等奨学給付金【家計急変世帯対象給付】のお知らせ
令和６年１月以降に家計が急変した世帯が対象です

・　神奈川県では、家計が急変した世帯に対して、私立高校生等の保護者等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）」を支給しています。

・　**家計急変後、１年間の世帯の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税（０円）である世帯」に相当すると認められる世帯に対して**、給付を行います。

・　**令和７年度**の都道府県民税・市町村民税所得割が**非課税（０円）**である世帯、または令和７年７月１日現在、対象となる高校生等が**生活保護（生業扶助）**を受給している世帯は**給付対象者に該当しません。通常申請でお申込み済みです。**

※**令和６年度**が非課税（０円）であったが**令和７年度**は非課税（０円）ではない世帯は該当する場合があります。

（※）保護者は原則、親権を持つ父母２名（ひとり親家庭の場合は親権を持つ父母１名）を指します。

１　給付を受けることができる方　＜次の要件を**すべて**満たす世帯＞

⑴　令和６年１月以降に発生した家計急変による経済的理由から、保護者等全員の年収見込が「道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められること

＜道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する年収見込の例＞

扶養人数	０人	１人	１人（ひとり親）	２人	３人	４人	５人
①　個人事業者（所得見込額）	450,000 円以下	1,120,000 円以下	1,350,000 円以下	1,470,000 円以下	1,820,000 円以下	2,170,000 円以下	2,520,000 円以下
②　給与所得者（給与収入見込額）	1,000,000 円未満	1,704,000 円未満	2,044,000 円未満	2,216,000 円未満	2,716,000 円未満	3,216,000 円未満	3,704,000 円未満

※　この例に該当しない場合はお問合せください。

○　保護者等が複数いる場合は、それぞれの保護者等が非課税相当である必要があります。
（例）父母ともに給与所得者で、父が子２人を扶養している（母は控除対象配偶者ではない）場合
給与収入見込額が、父 2,216,000 円未満、かつ母 1,000,000 円未満である必要があります。

○　個人事業者の場合は、令和７年の年収見込（所得額：売上－必要経費）が①に該当する必要があります。

○　給与所得者の場合は、令和７年の年収見込（交通費等非課税額を除く給与収入額）が②に該当する必要があります。

⑵　認定基準日（※）現在、保護者等が神奈川県内に居住していること

⑶　認定基準日（※）現在、生徒が高等学校等に在学していること

※　在校生１人ごとに申請が必要です。世帯に在校生が複数いる場合は、全員分御提出ください。

（※）認定基準日
・　令和７年７月１日以前に家計が急変した場合は、令和７年７月１日が認定基準日となります。
・　令和７年７月２日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の１日が認定基準日となります。
＜例＞・　家計が急変した日が令和７年８月５日の場合　➤　認定基準日は令和７年９月１日
・　家計が急変した日が令和７年 10 月１日の場合　➤　認定基準日は令和７年 10 月１日

2　家計急変事由について

令和６年１月以降に、次の家計急変が生じた方が対象となります。

ア　給与所得者で、解雇または減額等の場合（ただし、定年退職は対象とはなりません）
イ　個人事業者で、自ら経営する会社等の倒産または業績悪化等の場合
ウ　保護者等の離婚（死別）等の場合（ただし、別居等は家計急変対象とはなりません）
エ　保護者等の傷病等により収入が減収した場合　　等

3　支給単価（年額）＜世帯区分及び在学する学校の課程により支給単価が異なります＞

保護者等全員の年収見込が非課税に相当すると認められる世帯

全日制・定時制	通信制
152,000 円	52,100 円

○７月１日以前に家計が急変した場合は年額を給付します。

○７月２日以降に家計が急変した場合は月割額（認定基準日から３月までの月数を乗じた額を 12 で除した額）を給付します。

＜支給例（認定基準日が令和７年 10 月１日の場合）＞

全日制に通う高校生等の保護者が、令和７年 10 月１日に経営する会社が倒産し、年収見込が非課税世帯相当となった場合

・　令和７年 10 月～令和８年３月までの６か月分を支給
・　年額 152,000 円×6 月／12 月 ＝ 76,000 円を給付

4　提出書類

家計急変理由書（様式Ａ）の裏面「３　提出書類一覧表」をご確認ください。

5　申請期限・提出先・支給時期

○　提出期限　　**令和８年１月 13 日（火）までにご投函いただき、**
○　提出先　　**高等学校事務室あてにご郵送ください。**
○　支給時期　　**令和８年３月 13 日頃（予定）**

・　令和８年１月 13 日（火）までに申請された場合の支給予定日です。
・　申請時に指定いただいた口座に神奈川県から直接振り込みます。
・　支給に先立ち、支給決定通知書または不支給決定通知書を神奈川県から送付します。

6　制服が災害等により喪失・毀損した場合

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合は、支給額に加算がある場合があります。詳細は、問合せ先にご連絡ください。

7　問合せ先

藤嶺学園藤沢高等学校　事務室　佐藤
電話番号　０４６６－２３－３１５０　　Ｅメール　jimu@tohrei-fujisawa.ed.jp

申請書裏面に記載されている内容を確認の上、必ず✔してください。
✔が漏れていると、支給ができません。

この申請書を書いた日付を記入

第１号様式

神奈川県知事　殿

高校生等奨学給付金受給申請書

年　月　日

☑必須

☑ 裏面の【4】誓約・委任欄記載事項について誓約・委任の上、高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者（保護者等）	住所	〒２２１－００５７ 横浜市神奈川区青木町○○―○○ ※神奈川県は省略可		日中連絡が取 －
	ふりがな	かながわ　いくお	高校生等との関係	☑親権者（父）　☐親権者（母） ☐未成年後見人　☐未成年後見人であ ☐主たる生計維持者　☐高校生等本人 ☐その他（　　）
	氏名	神奈川　育夫		
申請者以外の保護者等	ふりがな	かながわ　いくこ	高校生等との関係	☐親権者（父）　☑親権者（母） ☐未成年後見人　☐未成年後見人であ ☐その他（　　）
	氏名	神奈川　育子		

高校生等との関係の該当箇所をチェック
申請者以外に保護者等(配偶者等)がいる場合は、氏名を記入し、高校生との関係の該当箇所をチェック

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする（以下同様）。

次の4つのうちいずれかの☐に✔を記入してください。

~~☐ 生活保護受給世帯~~　~~☐ 非課税世帯~~　☑ 家計急変世帯　~~☐ 専攻科~~

「家計急変世帯」にチェック

【1】対象となる高校生等について

ふりがな	かながわ　まなぶ			
氏名	神奈川　学	生年月日	平成　年　月　日	
在学する学校　学校の名称	私立	学校コード※学校使用欄	学校	年
課程	☐全日制　☐通信制　☐定時制　☐専攻科			
在学期間	年　月　日～　年　月　日			
過去の高等学校等における在学期間	学校名　立	年　月　日～年　月　日	課程	在学 なし　1回　2回　3 ☐　☐　☐　☐　☐　☐

認定基準日に在学している(いた)学校について記入

在学中であれば、在学期間の末尾は記入不要です。

【2】保護者等の収入等の状況について

~~（1）生活保護受給世帯~~

~~①~~	~~☐~~	~~生活保護受給証明書（生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる証明書）を提出します。~~
~~②~~	~~☐~~	~~対象となる高校生等の個人番号カード等の写しを提出します。~~

(2)非課税世帯等(又は家計急変世帯)

次の者の ~~☐~~ ~~課税証明書等を提出します。~~

~~※（専攻科のみ）　道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が１０５，５００円以上２６４，５００円未満で３人以上の子を扶養する場合は、【２】（３）の扶養親族申告書を併せて提出します。~~

~~☐ 高等学校等就学支援金申請のために登録(提出)した個人番号(個人番号カード等~~ ~~ます。~~

~~※個人番号カード等の写しを提出する必要は~~

☑ 家計急変の状況の確認書類を提出します。

「家計急変の状況の確認書類を提出します。」にチェック

裏面の＜留意事項＞を必ず確認してください			
	①	☑	**親権者（両親）2名分**
	②	☐	**親権者1名分**（親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。）
	③	☐	**未成年後見人（　　）名分**
	④	☐	**高校生等の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）（両親等）2名**
	⑤	☐	**主たる生計維持者1名分**
	⑥	☐	**高校生等本人**

(2)①から⑥まで、又は(4)①のいずれかにチェックしてください。

~~(3)（専攻科のみ)3人以上の子を扶養している状況が次に該当するので扶養親族申告書を提出します。~~

~~①~~	~~☐~~	~~生計維持者との続柄が子の者が３人以上のもの。あるいは、扶養している生計維持者よりも年長者ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でない者が３人以上~~ ~~※年長者でなければ生計維持者の叔父、叔母（生計維持者の弟、妹）を扶養していれば子に含まれます。~~

（4） 次の理由により、個人番号カード等の写し及び課税証明書等を提出しません。

①	☐	所得確認の対象が高校生等本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため

【3】振込先口座

金融機関名	○□	銀行・信用金庫 信用組合・農協	金融機関コード	5	6	7	8	××	本店・支店 本所・支所 ・出張所	支店コード	0	1	4
預金種目	普通・当座 貯蓄	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	口座名義人（申請者）	※カタカナで記入してくださ カナガワ　イクオ

振込先口座を記入
※　申請者,申請者以外の保護者等、対象となる高校生等以外の口座名義の場合は委任状(権限委譲用)が必要です。

＜県使用欄＞

☐ 生業扶助（52,600円）　☐ 全日制・定時制（152,000円）　☐ 通信制（52,100円）　☐ 専攻科(非)（52,100円）　☐ 専攻科(2)（10,420円）　☐ （10,4

未済額（　　円）　学校振込額（　　円）　個人振込額（　　円）

裏面の【４】誓約・委任欄及び留意事項も必ずご確認ください

【4】誓約･委任欄

（共通）

・この申請書の記載内容は事実に相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、知事の求めに従いその全額を即時返還します。

・私は**神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。**

・この申請の対象となる高校生等は、７月１日現在※、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

※家計急変世帯対象給付は認定基準日現在

・授業料以外に学校へ納付する**納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てる**

（非課税

・【1】で　　による生業扶助を措置さ
※家計

・課税証　　号カード等の写

（申請者又

・対象と　　の関係と同等の関係で

＜注意＞

【４】誓約・委任欄の内容と＜留意事項＞は必ずお読みください。

※　委任・誓約をしたにもかかわらず、記載内容と事実が異なると発覚した場合は、支給決定は取り消され、返還が求められます。

＜留意事項＞

【2】 保護者等の収入等の状況について　の（2）に該当する方は、次の表の内容に従って、該当する番号の□に✔をつけてください。

①	**親権者（両親）2名分** ・ 高校生等が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合 **※　単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください**
②	**親権者1名分（親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。）** ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者は2名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合　など
③	**未成年後見人** 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） **※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く**
④	**高校生等の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）（両親等）2名** 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで主たる生計維持者に変更がない場合
⑤	**主たる生計維持者1名分** ・高校生等が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・入学時点で高校生等が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・高校生等が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・高校生等が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合　など
⑥	**高校生等本人** ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合　など

様式B　記入例

給与所得者用

給　与　（見　込）　証　明　書

年　月　日

神奈川県知事　殿

勤務先で作成した場合は
押印をしてください。

事業主(雇主)住所

事業主(雇主)名　　印

次のとおり証明します。

氏　名	神奈川　育夫	職務内容　〇〇職

急変までの実績額及び急変後の見込額を記載してください。　（単位:円）

		急変月 ※家計が急変した月に〇		総支給額	交通費等非課税額
年	給与等	1月支給		180,000	5,000
		2月支給		180,000	5,000
		3月支給		180,000	5,000
		4月支給		180,000	5,000
		5月支給	〇	120,000	5,000
		6月支給		120,000	5,000
		7月支給		125,000	5,000
		8月支給			
		9月支給			
		10月支給			
		11月支給			
		12月支給			
	賞与等	6月支給	実績・見込	80,000	
		12月支給	実績・見込		

※　日給(時給)の場合は、「総支給額」にその月の支給合計額を記載してください。
※　賞与等が支給見込で金額が確定していない場合は、未記入としてください。

総支給額から交通費等非課税額の各月の合計額を記載してください。
（180,000-5,000）× 4 = 700,000
（120,000-5,000）× 2 = 230,000
（125,000-5,000）× 1 = 120,000
合計　1,050,000円

(A)	給与等合計 (交通費等非課税額除く)	1,050,000円
(B)	給与月額平均 (交通費等非課税額除く)	(A) の平均 150,000円
(C)	年額換算	(B) ×12 1,800,000円
(D)	賞与等合計 (交通費等非課税額除く)	80,000円

合計　1,050,000÷ 7 ＝150,000円

課税標準(見込)額	(C)+(D) 1,880,000円

※令和7年1月から申請日の前月(家計が急変した月と申請日の属する月が同じ場合は当該月)まで記載してください。

注意:申請後に家計急変事由が解消され、住民税所得割非課税相当でなくなった場合は速やかに県までご連絡ください。

様式C　記入例

個人事業者用

収　入　（見　込）　申　告　書

年　月　日

税理士または公認会計士が作成した場合は押印をしてください。

神奈

収入総額・経費ともに、様式Ｃ　別添の各種類ごとの所得　各月の合計と一致させてください。

申請者住所

氏　名　　印

個人事業者の方の場合、複数の所得がある場合が多いです。所得種類ごとに内訳を「様式c　別添」で作成ください。（事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、業務に係る雑所得）

収入について次のとおり　ます。

急変までの実績額及び急変後の　入額を記載してく　円）

	急変月 ※家計が急変した月に○		収入総額		
年	1月支給		1,000,000	800,000	200,000
	2月支給		900,000	800,000	100,000
	3月支給		850,000	750,000	100,000
	4月支給		900,00	800,000	100,000
	5月支給		1,000,	850,000	150,000
	6月支給		960	850,000	110,000
	7月支給		90	813,000	87,000
	8月支給	○	3 00	252,000	48,000
	9月支給		,000	350,000	50,000
	10月支給				
	11月支給				
	12月支給				

※　必要経費内訳が確認できる帳簿等のコピーを必ず提出してください。また、所得の種類が複数ある場合は、その内訳が分かるよう、「様式C　別添」についても作成・提出ください。

	年	課税対象助成金内訳※
（A）　差引手取収入合計	945,000円	
（B）　差引手取収入平均	（A）の平均 105,000円	
（C）　年額換算	（B）×12 1,260,000円	
（D）　課税対象助成金合計	200,000円	

945,000÷9=105,000

差引手取収入の各月を合計して記載してください。
200,000+100,000+100,000+100,000+150,000+110,000+87,000+48,000+50,000=945,000
合計　945,000

※　課税対象助成金：小規模事業者持続化補助金、IT導入補助金　等

課税標準（見込）額	（C）＋（D） 1,460,000円

※令和7年1月から申請日の前月（家計が急変した月と申請日の属する月が同じ場合は当該月）まで記載してください。

注意：申請後に家計急変事由が解消され、住民税所得割非課税相当でなくなった場合は速やかに県までご連絡ください。

○高等学校等奨学給付金（家計急変世帯）における年収推計

様式C 別添　記入例

この様式は、自営業等である保護者等に家計急変事由が生じ、家計急変支援の審査を行うにあたり収入証明書類として帳簿を提出する際に使用するものです（山林所得を除く）。対象者は、この様式とともに、帳簿の写しを提出してください。

上記のほか、恒常的な所得がある場合についても、この様式とともに、金額が確認できる書類の写しを提出してください。

生徒氏名：○○　○○	収入証明書類の提出月数	3 か月分	所得の種類	①事業所得

家計急変者氏名：○○　○○	家計急変者生年月日： 1958/1/1	家計急変事由発生日： 2024/12/10	事業所名（屋号）：

所得の種類ごとに作成してください。

【上記「所得の種類】」欄に以下の種類を記入
（所得の種類ごとに作成してください）
①事業所得、②不動産所得、
③利子所得、　④配当所得、　⑤業務に係る雑所得

区　分	売　上（収入）	経　費	所　得（売上－経費）
2025年 1月分	500,000円	400,000円	100,000円
2025年 2月分	300,000円	600,000円	▲ 300,000円
2025年 3月分	400,000円	300,000円	100,000円
年　　月分			0円
年　　月分			0円
年　　月分			0円
年　　月分			0円
年　　月分			0円
年　　月分			0円
年　　月分			0円
年　　月分			0円
年　　月分			0円

【留意点】
※本様式は**所得の種類**ごとに作成が必要です。
※審査は所得（売上－経費）で行います。そのため、帳簿から転記した売上・経費が分かるよう帳簿の該当箇所に印を付けてください。
※帳簿を提出する場合は、家計急変者ごとに作成が必要です。
※専従者給与、役員報酬は給与所得になりますので帳簿の提出は不要です。

様式D

令和　　年　　月　　日

誓約書

保護者等が２名いる場合は、必ず<u>２名分の氏名</u>を記載してください。

神奈川県知事

保護者等①氏名（自署）　神奈川　育夫

保護者等②氏名（自署）　神奈川　育子

こちらは<u>必ず</u>✔をつけてください。

以下の事項を必ず確認の上、□にレ印及び必要事項を記入してください。

☑　この誓約書の記載内容は、事実に相違ありません。

健康保険証の「被保険者氏名」に記載されている保護者等の欄に✔してください。

下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等[illegible]。

被扶養者氏名	対象となる高校生等との続柄	（健康保険法等における扶養者	
神奈川　学	本人	☑ 保護者等① □ 保護者等②	
神奈川　知子	姉	☑ 保護者等① □ 保護者等②	
神奈川　勉	兄	☑ 保護者等① □ 保護者等②	令和７年４月１日より扶養に加入
神奈川　育美	妹	□ 保護者等① ☑ 保護者等②	令和７年４月15日出生
（神奈川　育子）	（母）	☑ 保護者等[illegible] □ 保護者等[illegible]	
		□ 保護者等[illegible] □ 保護者等[illegible]	
		□ 保護者等[illegible] □ 保護者等[illegible]	
		□ 保護者等① □ 保護者等②	
		□ 保護者等① □ 保護者等②	
		□ 保護者等① □ 保護者等②	
		□ 保護者等① □ 保護者等②	
		□ 保護者等① □ 保護者等②	
		□ 保護者等① □ 保護者等②	

上記保護者等①又は②に記入した保護者がもう一方の保護者等の被扶養者になっている場合は、この被扶養者氏名欄にも記入してください。

令和７年１月１日以降に扶養状況に異動があった者は備考欄に記載してください。
（子の出生、退職による扶養親族の追加など）

※県使用欄

第１号様式

神奈川県知事　殿

高校生等奨学給付金受給申請書

令和８年　１月１３日

☑必須

☑ **裏面の【4】誓約・委任欄記載事項について誓約・委任の上、高校生等奨学給付金の受給を申請します。**

申請者（保護者等）	住所	〒 ※神奈川県は省略可			日中連絡が取れる電話番号 －　　－
	ふりがな		高校生等との関係	□親権者（父）　□親権者（母） □未成年後見人　□未成年後見人である里親 □主たる生計維持者　□高校生等本人 □その他（　　）	
	氏名				
申請者以外の保護者等	ふりがな		高校生等との関係	□親権者（父）　□親権者（母） □未成年後見人　□未成年後見人である里親 □その他（　　）	
	氏名				

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする（以下同様）。

次の4つのうちいずれかの□に✔を記入してください。

~~□ 生活保護受給世帯~~　~~□ 非課税世帯~~　☑ 家計急変世帯　~~□ 専攻科~~

【1】対象となる高校生等について

ふ　り　が　な				生年月日	昭和　年　月　日 平成
氏　　名					
在学する学校	学校の名称	私　立	学校コード※学校使用欄　1 0 5 9	藤嶺学園藤沢高等学校	年
		課程	☑全日制　□通信制　□定時制　□専攻科		
	在学期間	令和　年　４月　１日～　令和　８年　１月　１３日			
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	年　月　日 ～ 年　月　日	課程	在学中に給付金を受給した回数 なし □　１回 □　２回 □　３回 □　４回 □　不明 □	

【2】保護者等の収入等の状況について

~~（1）生活保護受給世帯~~

~~①~~	~~□~~	~~生活保護受給証明書（生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる証明書）を提出します。~~
~~②~~	~~□~~	~~対象となる高校生等の個人番号カード等の写しを提出します。~~

（2）非課税世帯等(又は家計急変世帯)

次の者の ~~□~~ ~~課税証明書等を提出します。~~

~~※（専攻科のみ）　道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が１０５，５００円以上２６４，５００円未満で３人以上の子を扶養する場合は、【２】（３）の扶養親族申告書を併せて提出します。~~

~~□ 高等学校等就学支援金申請のために登録(提出)した個人番号(個人番号カード等の写し)を用いることに同意します。~~
~~※個人番号カード等の写しを提出する必要はありません。~~

☑ 家計急変の状況の確認書類を提出します。

裏面の＜留意事項＞を必ず確認してください

①	□	**親権者（両親）2名分**
②	□	**親権者1名分**（親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。）
③	□	**未成年後見人（　　）名分**
④	□	**高校生等の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）（両親等）2名**
⑤	□	**主たる生計維持者1名分**
⑥	□	**高校生等本人**

~~（3）（専攻科のみ）3人以上の子を扶養している状況が次に該当するので扶養親族申告書を提出します。~~

~~①~~	~~□~~	~~生計維持者との続柄が子の者が３人以上のもの。あるいは、扶養している生計維持者よりも年長者ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でない者が３人以上~~ ~~※年長者でなければ生計維持者の叔父、叔母（生計維持者の弟、妹）を扶養していれば子に含まれます。~~

（4）　次の理由により、個人番号カード等の写し及び課税証明書等を提出しません。

①	□	所得確認の対象が高校生等本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため

【3】振込先口座

金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農協	金融機関コード		本店・支店 本所・支所 ・出張所	支店コード
預金種目	普通・当座 貯蓄	口座番号		口座名義人 （申請者）	※カタカナで記入してください	

＜県使用欄＞

□ 生業扶助（52,600円）　□ 全日制･定時制（152,000円）　□ 通信制（52,100円）　□ 専攻科(非)（52,100円）　□ 専攻科(2)（10,420円）　□ 専攻科(3)（10,420円）　□ 不支給

未済額（　　円）　学校振込額（　　円）　個人振込額（　　円）

裏面の【４】誓約・委任欄及び留意事項も必ずご確認ください

【4】誓約・委任欄

（共通）

・この申請書の記載内容は事実に相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、知事の求めに従いその全額を即時返還します。

・私は**神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。**

・この申請の対象となる高校生等は、７月１日現在※、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

※家計急変世帯対象給付は認定基準日現在

・授業料以外に学校へ納付する**納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任したので、奨学給付金を学校長に支払うことについて委任します。**

（非課税世帯の方のみ）

・【1】で記入した申請対象の高校生等本人は、7月1日現在※、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による**生業扶助を措置されていません。**（対象となる高校生等が専攻科に在学する場合を除く）
※家計急変世帯対象給付は認定基準日現在

・~~課税証明書等を提出しない場合、高等学校等就学支援金申請のために登録（提出）した個人番号（個人番号カード等の写し）を用いることに同意します。~~

（申請者又は申請者以外の保護者等が主たる生計維持者又は未成年後見人である場合）

・対象となる高校生等本人と主たる生計維持者又は未成年後見人は健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係であることを誓約します。

＜留意事項＞

【2】 保護者等の収入等の状況について　の（2）に該当する方は、次の表の内容に従って、該当する番号の□に✔をつけてください。

①	**親権者（両親）2名分** ・ 高校生等が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合 **※　単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください**
②	**親権者1名分（親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。）** ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者は2名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合　など
③	**未成年後見人** 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） **※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く**
④	**高校生等の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）（両親等）2名** 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで主たる生計維持者に変更がない場合
⑤	**主たる生計維持者1名分** ・高校生等が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・入学時点で高校生等が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・高校生等が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・高校生等が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合　など
⑥	**高校生等本人** ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合　など

※県使用欄

第２号様式

振込先登録用紙

申請者（保護者等）名		申請者以外の保護者等名		高校生等（本人）名	

次の内容が記載されている**「通帳の写し」**または**「ネットバンキングの画面を出力したもの」**を貼り付けてください（**キャッシュカードの写しは不可**）。

＜必要な内容＞　※①～⑦が明記されているものを貼り付けてください。
①金融機関名
②金融機関コード
③支店名
④支店コード
⑤預金種目（普通・当座・貯蓄）
⑥口座番号
⑦口座名義人（フリガナ）

キャッシュカードの写しは不可

振込先口座については、支給日まで必ず忘れないようにしてください。
※個人情報保護の関係上、電話での振込先の確認にはお答えできません。

＜留意事項＞

〇御指定いただいた口座に神奈川県私学振興課から振り込みます。

〇申請書【３】振込先口座に記載した口座情報について本用紙に貼り付けてください。

〇ただし、授業料以外の納付金（ＰＴＡ会費、生徒会費など）に未済額がある場合は、高校生等奨学給付金を当該未済額に充てるため、在籍している学校に未済額分を神奈川県私学振興課から振り込みます。（未済がある場合は、奨学給付金を未済に充てる旨の委任状（未済用）を学校長あてに提出してください。）

〇御指定いただいた口座に、申請後、解約・名義変更を行った場合は、速やかに神奈川県私学振興課まで御連絡ください。

様式A

家計急変理由書

令和８年　１月１３日

保護者等氏名	
対象となる 高校生等氏名	
学校名	藤嶺学園藤沢高等学校

次の理由により、保護者等全員の年収見込について、「道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当することとなったため、神奈川県高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）を申請します。

家計急変世帯対象給付に係る提出書類一式の記載内容は事実に相違ありません。

（自署　申請者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（自署　申請者以外の保護者等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　家計急変の事由発生日（令和６年１月以降）

令和　　年　　月　　日

※　事由発生日とは

離職であれば「離職日」、廃業であれば「廃業日」、給与所得者の収入減であれば「給与の支給日」、個人事業者の収入減であれば「売上締日」、離婚であれば「離婚届が受理された日」、その他であれば「事由が発生した日」を記載してください。

２　申請理由

該当するものいずれか一つに「○」をつけてください。

申請理由によって、発生事由を確認する書類（**３提出書類一覧表参照**）の提出が必要です。

①		（給与所得者） 解雇または減額等の場合（ただし定年退職は対象外）
②		（個人事業者） 自ら経営する会社等の倒産または業績悪化等の場合
③		保護者等の離婚（死別）等により世帯収入が減少した場合（別居等によるものは対象外）
④		保護者等の傷病等により収入が減少した場合
⑤		その他（上記以外の場合はこの欄に理由を具体的に記載してください）

※　申請後に家計急変事由が解消され、住民税所得割非課税相当ではなくなった場合は速やかに申請書類の提出先までご連絡ください。

＜裏面に続く＞

３　提出書類一覧表

◎…提出必須　　○…いずれかを提出　　△…該当する場合にのみ提出

<table>
<tr><th></th><th>提出書類</th><th colspan="2">添付書類（いずれもコピーで可）・留意事項</th><th></th></tr>
<tr><td>1</td><td>高校生等奨学給付金受給申請書（第１号様式）</td><td colspan="2">申請書の表面の委任・誓約欄の内容に関するチェックは必須</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>2</td><td>振込先登録用紙（第２号様式）</td><td colspan="2">振込口座番号等が分かる通帳ページ等の写しを貼付</td><td>◎</td></tr>
<tr><td rowspan="3">3</td><td rowspan="3">家計急変理由書（様式Ａ）
右の書類を添付</td><td>給与所得者</td><td>離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、減額通知書、診断書等</td><td rowspan="3">○</td></tr>
<tr><td>個人事業者</td><td>廃業等届、破産宣告通知書、公的支援金受給証明書、診断書等</td></tr>
<tr><td>離婚</td><td>戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、離婚届受理証明書</td></tr>
<tr><td>4</td><td>家計急変前の収入証明書類</td><td colspan="2">＜保護者等全員分（父母がいる場合、父母２名分）＞
令和７年度の市民税・県民税課税証明書
※市町村民税の扶養親族の内訳が省略されていないもの</td><td>◎</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">家計急変後の収入証明書類
右の書類を添付</td><td>給与所得者</td><td>・勤務先作成の給与見込証明書（様式Ｂ又は勤務先作成の任意様式）（※２）
＜勤務先が証明書を作成できない場合のみ＞
・申請者が作成した様式Ｂ
及び
・給与明細、賞与支給明細（※３）</td><td rowspan="2">○</td></tr>
<tr><td>個人事業者</td><td>・税理士又は公認会計士作成の証明書（※２）
＜税理士又は公認会計士の作成した証明書の提出ができない場合のみ＞
・申請者が作成した様式Ｃ（様式Ｃ別添含む）
及び
・帳簿等（売上・経費が分かるもの）（※３）</td></tr>
<tr><td>6</td><td>扶養誓約書（様式Ｄ）</td><td colspan="2">健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係の者を記入</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>7</td><td>収入状況申立書（様式Ｅ）</td><td colspan="2">無収入であることの証明の手立てがない方（※４）のみ提出</td><td>△</td></tr>
<tr><td>8</td><td>委任状（未済用）</td><td colspan="2">学校納付金に未済がない場合は不要</td><td>△</td></tr>
<tr><td>9</td><td>委任状（権限委譲用）</td><td colspan="2">振込先指定口座が保護者等や生徒本人の場合は不要</td><td>△</td></tr>
</table>

（※１）家計急変事由発生日が令和７年７月１日以前の場合は令和７年７月１日。令和７年７月２日以降の場合は、家計が急変した月の翌月（家計急変事由発生日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の１日。

（※２）令和７年１月から申請日の前月（家計が急変した月と申請日の属する月が同じ場合は当該月）までの証明が必要です。税理士・公認会計士に証明書の作成を依頼する際は、様式Ｃの記載内容を盛り込むよう依頼してください。

（※３）令和７年１月から申請日の前月（家計が急変した月と申請日の属する月が同じ場合は当該月）までの給与明細、賞与支給明細（個人事業者の場合は帳簿等）の提出が必要です。

（※４）退職後、再就職までの間に無職の期間があった方、専業主婦（夫）　等

様式B

給与所得者用

給　与　（見　込）　証　明　書

令和8年　1月　13日

神奈川県知事　殿

事業主（雇主）住所

事業主（雇主）名　　印

次のとおり証明します。

氏　名		職務内容

急変までの実績額及び急変後の見込額を記載してください。　（単位：円）

		急変月 ※家計が急変した月に〇		総支給額	交通費等非課税額
年	給与等	1月支給			
		2月支給			
		3月支給			
		4月支給			
		5月支給			
		6月支給			
		7月支給			
		8月支給			
		9月支給			
		10月支給			
		11月支給			
		12月支給			
	賞与等	月支給	実績・見込		
		月支給	実績・見込		

※　日給（時給）の場合は、「総支給額」にその月の支給合計額を記載してください。
※　賞与等が支給見込で金額が確定していない場合は、未記入としてください。

（A）	給与等合計 （交通費等非課税額除く）	円
（B）	給与月額平均 （交通費等非課税額除く）	（A）の平均 円
（C）	年額換算	（B）×12 円
（D）	賞与等合計 （交通費等非課税額除く）	円

課税標準（見込）額	（C）＋（D） 円

※令和7年1月から申請日の前月（家計が急変した月と申請日の属する月が同じ場合は当該月）まで記載してください。

注意：申請後に家計急変事由が解消され、住民税所得割非課税相当でなくなった場合は速やかに県までご連絡ください。

様式C　　個人事業者用

収　入（見　込）申　告　書

令和8年　1月　13日

神奈川県知事　殿

申請者住所

氏　名　　印

収入について次のとおり申告します。

急変までの実績額及び急変後の見込額を記載してください。　（単位：円）

	急変月 ※家計が急変した月に〇		収入総額	必要経費総額※	差引手取収入
年	1月支給				
	2月支給				
	3月支給				
	4月支給				
	5月支給				
	6月支給				
	7月支給				
	8月支給				
	9月支給				
	10月支給				
	11月支給				
	12月支給				

※　必要経費内訳が確認できる帳簿等のコピーを必ず提出してください。また、所得の種類が複数ある場合は、その内訳が分かるよう、「様式C　別添」についても作成・提出ください。

		課税対象助成金内訳※
（A）　差引手取収入合計	円	
（B）　差引手取収入平均	（A）の平均 円	
（C）　年額換算	（B）×12 円	
（D）　課税対象助成金合計	円	

※　課税対象助成金：小規模事業者持続化補助金、IT導入補助金　等

課税標準（見込）額	（C）＋（D） 円

※令和7年1月から申請日の前月（家計が急変した月と申請日の属する月が同じ場合は当該月）まで記載してください。

注意：申請後に家計急変事由が解消され、住民税所得割非課税相当でなくなった場合は速やかに県までご連絡ください。

○奨学給付金（家計急変世帯）における年収推計

様式C 別添

この様式は、自営業等である保護者等に家計急変事由が生じ、家計急変支援の審査を行うにあたり収入証明書類として帳簿を提出する際に使用するものです（山林所得を除く）。対象者は、この様式とともに、帳簿の写しを提出してください。

上記のほか、恒常的な所得がある場合についても、この様式とともに、金額が確認できる書類の写しを提出してください。

生徒氏名：	収入証明書類の提出月数	か月分	所得の種類	

家計急変者氏名：	家計急変者生年月日： 年 月 日	家計急変事由発生日： 年 月 日	事業所名（屋号）：

区　分	売　上（収入）	経　費	所　得（売上－経費）
年　月分			円
年　月分			円
年　月分			円
年　月分			円
年　月分			円
年　月分			円
年　月分			円
年　月分			円
年　月分			円
年　月分			円
年　月分			円
年　月分			円
年　月分			円
合計	円	円	円

【上記「所得の種類」】欄に以下の種類を記入
（所得の種類ごとに作成してください）
①事業所得、②不動産所得、
③利子所得、　④配当所得、　⑤業務に係る雑所得

【留意点】
※本様式は**所得の種類**ごとに作成が必要です。
※審査は所得（売上－経費）で行います。そのため、帳簿から転記した売上・経費が分かるよう帳簿の該当箇所に印を付けてください。
※帳簿を提出する場合は、家計急変者ごとに作成が必要です。
※専従者給与、役員報酬は給与所得になりますので帳簿の提出は不要です。

様式D

令和８年　１月１３日

扶養誓約書

神奈川県知事　殿

保護者等①氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（自署）

保護者等②氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（自署）

以下の事項を必ず確認の上、□にレ印及び必要事項を記入してください。

□　この誓約書の記載内容は、事実に相違ありません。

下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

被扶養者氏名	対象となる高校生等との続柄	（健康保険法等における）扶養者	備考
		□　保護者等① □　保護者等②	
		□　保護者等① □　保護者等②	
		□　保護者等① □　保護者等②	
		□　保護者等① □　保護者等②	
		□　保護者等① □　保護者等②	
		□　保護者等① □　保護者等②	
		□　保護者等① □　保護者等②	
		□　保護者等① □　保護者等②	
		□　保護者等① □　保護者等②	
		□　保護者等① □　保護者等②	
		□　保護者等① □　保護者等②	
		□　保護者等① □　保護者等②	
		□　保護者等① □　保護者等②	

様式Ｅ

神奈川県高校生等奨学給付金の申請に係る収入状況申立書

令和８年　１月１３日

神奈川県知事　殿

神奈川県高校生等奨学給付金を申請するにあたり、無収入の期間について、次のとおり申立します。

１　無収入の期間

令和　　年　　月　　日　　～　　令和　　年　　月　　日

住民税の対象となる給与所得・事業所得・株式配当所得・不動産所得等その他のすべての所得に関し、上記期間について一切ないことを申し添えます。

２　この申立書の記載内容は、事実に相違ありません。また、この申立書に虚偽の記載があった場合には、知事の求めに従いその全額を即時返還します。

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式F

令和　８年　１月１３日

制服の再購入に係る誓約書

神奈川県知事　殿

申請者住所：

申請者氏名：

下記の者について、着用を義務付けられている制服が、令和　年　月　日に発生した
により喪失（毀損）したことを誓約します。

対象生徒氏名	
在学する学校の名称	藤嶺学園藤沢高等学校
対象生徒との関係	

制服の再購入に係る証明書

当校では生徒に制服の着用を義務付けており、今後の学校生活に支障が生じることから、上記の生徒については、再度、制服の購入が必要であることを証明します。

令和　８年　１月１３日

藤嶺学園藤沢高等学校
学校長　林　　学

担当課　事務室
連絡先　０４６６－２３－３１５０

権限委譲用　　（保護者等→神奈川県）

委　　任　　状

（代理人）

住　所

氏　名

私は、上記の者を代理人と定め、令和７年度神奈川県高校生等奨学給付金の受領に関する権限を委任します。

令和８年　１月１３日

（委任者）

住　所

氏　名

振込先口座は、**原則として、申請者（保護者等）本人の口座**としますが、対象となる高校生等の口座でも構いません。それ以外（申請者の配偶者等）の口座の場合は、振込先口座を変更するか、**この委任状を添付**してください。